秋田への移住で最大200万円!!

東京圏※からの移住者に、移住支援金を支給

※　埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

○ 次の①～④のいずれかに該当する移住者が対象となります。（全国的な制度です）

①「秋田移住支援金マッチングサイト」にある移住支援金対象求人の掲載日以降に応募し、正規雇用された方

②国のプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業により就職した方

③本人の意思により移住し、それまでの業務を引き続きテレワークで実施する方

④移住前に、移住先の市町村から関係人口として認められている方

家族で移住 100万円 / 世帯　　単身で移住 60万円 / 世帯

○ 支援金を受給するためには、次の要件を全て満たすことが必要です。

◆ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算５年以上（直前の１年間は連続）、東京都23区内に在住または東京圏から23区内に通勤していた方

◆ 秋田県へ移住されてから１年以内の方

◆ 移住先の市町村に５年以上居住する意思を持つ方

秋田県独自の移住支援金を支給！

⑤ リモートワーク移住者で③に該当しない方への支援金を支給します。

「秋田県へ移住されてから１年以内」かつ「移住先の市町村に５年以上居住する意思を持つ」方が対象です。

家族で移住 50万円 / 世帯　　単身で移住 30万円 / 世帯

裏面へ続く・・・

⑥ ①の対象者のうち特定の技術職・専門職の方へさらに支援金を加算します。

家族で移住 100万円／世帯　単身で移住 60万円／世帯

（1）先進技術の活用を担う技術職

- 情報産業：技術士法、情報処理の促進に関する法律に定める技術職の有資格者
- 製造業：技術士法、職業能力開発促進法に定める技術職の有資格者

（2）人材不足が特に深刻な分野の技術職・専門職

- 建設産業：技術士法、建設業法、建築士法、測量法に定める技術職の有資格者
- 福祉・医療：介護福祉士、保育士、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、医療技術者
- 宿泊業：調理師

移住支援金の受給までの流れ

①・⑥の場合

マッチングサイトの求人へ応募 → 就業 → 3ヶ月経過後 → ①について市町村へ申請／⑥について県へ申請

移住後1年以内

②～⑤の場合

②プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業による就職
③、⑤テレワークで引き続き業務
④市町村が定める関係人口として移住

→ 3ヶ月経過後 → ②～④について市町村へ申請／⑤について県へ申請

→ **移住支援金の受給**

移住支援金の詳細や手続きについては各相談窓口へ

【移住支援金相談窓口】

秋田県あきた未来創造部
移住・定住促進課
場　所：秋田県秋田市山王4－1－1
電　話：018－860－1234
Email：iju@pref.akita.lg.jp

市町村相談窓口や制度の詳細・求人情報など下記のページに掲載しています。

秋田県移住支援金関連ページはこちら

【東京相談窓口】

Aターンプラザ秋田（無料職業紹介所）
相談日：月曜日～金曜日 ※祝日及び年末年始期間を除く
場　所：東京都千代田区平河町2－6－3
都道府県会館7階（秋田県東京事務所内）
電　話：0120－122－255
Email：a-plaza@mail2.pref.akita.jp

あきたで暮らそう！Aターンサポートセンター（移住相談窓口）
相談日：火曜日～日曜日 ※祝日及びお盆・年末年始期間を除く
場　所：東京都千代田区有楽町2－10－1　東京交通会館8階
電　話：080－9292－5195（相談員直通）
Email：akita1@furusatokaiki.net

※ 相談時間等の詳細については、サイトをご覧ください。

秋田県

新しいライフスタイルの提案
「リモートワークで秋田暮らし」

Remotework in Akita

リモートワークで秋田暮らし

秋田県は、実現に協力していただける企業や社員の皆さまの取組を全力でサポートします！

秋田県内へのリモートワーク移住を進める**企業**や移住する**社員**の方に対し、
リモートワークで秋田暮らし支援金を支給します！

企業の取組に対し

最大150万円

1 企業主催のリモートワーク移住体験への支援

対象経費：旅費、宿泊費、レンタルオフィス利用料など
補助率：10／10
限度額：100万円

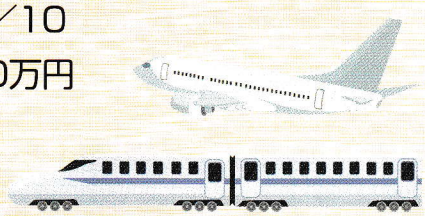

2 移住する社員のためのサテライトオフィス整備への支援

対象経費：サテライトオフィス整備費、システム経費など
補助率：1／2
限度額：50万円

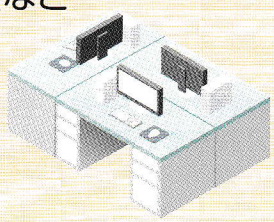

社員の移住に対し

最大220万円

3 社員のリモートワーク移住関連経費への支援

対象経費：通信環境整備費及び回線使用料、レンタルオフィス利用料、本社等との交通費、家賃及び住宅賃貸契約諸費など
補助率：1／2（家賃などは1／4）
限度額（社員1世帯当たり）
1年目100万円
2・3年目60万円

1～3に加えて･･･こんな支援制度も！

引越代等への移住支援金による支援も行っています。

在宅リモートワークの環境整備を含め、持ち家のリフォーム工事費用への助成も行っています。

※3については、移住先の選定などに企業が関与せず、社員の方ご自身の判断により秋田県内に移住した場合も対象となります（その場合は、企業を通さずに社員の方と直接、支給手続きを行います）。

リモートワークで秋田暮らし支援金の支給までの流れ

（企業と県が連携し、社員の方の秋田県内への移住を進める場合）

事前相談 ▶ 県によるパートナー企業の認定 ▶ ①移住体験への支援 ▶ 移住する社員・移住先市町村の決定 ▶ 県・移住先市町村との連携協定の締結 ▶ ②サテライトオフィス整備への支援 ▶ ③社員のリモートワーク移住への支援

ポイント

○企業と県が連携し、社員の方の秋田県内への移住を進める場合は、社員のリモートワーク移住への支援に加え、企業主催の移住体験や社員の方のリモートワークのためのサテライトオフィスの整備についても支援します。

○企業として、試行的な取組の実施までしか判断していない段階であっても、県によるパートナー企業の認定手続きを行った上で、移住体験への支援を受けることができます。また、試行的な取組としてワーケーションを希望する場合には、別の支援制度（１団体当たり10万円の奨励金の交付）をご用意しています。

○社員の方のリモートワーク移住への支援は、インターネット通信環境整備費・回線使用料、レンタルオフィス等利用料、本社等との交通費、家賃・住宅賃貸契約諸費などを対象とし、移住後３年目まで実施します。社員１世帯当たりの支援について、１年目は100万円、２年目・３年目は各60万円を限度額とし、社員の方が、その範囲内で対象経費を選択することが可能です。

○移住する社員とその移住先市町村が決定した時点で、連携協定を締結していただき、県と移住先市町村が協力の上、社員の方の移住やその後の生活をしっかりとサポートしていきます。

注　意

○企業主催のリモートワーク移住体験への支援を受けるためには、事前に、県によるパートナー企業の認定が、社員の方のリモートワークのためのサテライトオフィスの整備への支援を受けるためには、事前に、県・移住先市町村との連携協定の締結が、それぞれ必要となります。また、いずれも、秋田県外に本店（本社）がある企業が対象となります（業種等は不問です）。

○社員の方のリモートワーク移住への支援について、インターネット通信環境整備費と家賃及び住宅賃貸契約諸費は、１年目のみの支援対象となっています。

○令和３年度においては、社員の方のリモートワーク移住関連経費への支援は、令和３年３月５日以降、秋田県内に転入された方が対象者となり、令和３年４月から令和４年２月末までの経費が対象となります。

事業の詳細は、こちらのＷＥＢサイトをご覧ください。

【事前相談・問い合わせ先】
秋田県 あきた未来創造部
移住・定住促進課
〒010-8570 秋田県秋田市山王４丁目１－１
TEL：018-860-1234　FAX：018-860-3871
Email：iju@pref.akita.lg.jp